

令和元年度
監査のあらまし



日本平動物園の開園50周年を記念して来園したカピバラたち
(写真提供：日本平動物園)

静岡市監査委員

——— 目 次 ———

1	監査委員制度と委員の役割・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査委員、監査委員事務局・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	監査等の種類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	年間計画、監査等の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	9
5	監査等の実施方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
6	監査等の実施状況及び結果の概要・・・・・・・・・・	13
7	住民監査請求監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
8	外部監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29

日本平動物園は令和元年8月1日
に開園50周年を迎えたんだ！
それを記念して、伊豆シャボテン
公園から迎えられた4匹のカピバラ
が見られるよ！

僕はカンガルーだけど4匹のカピバラ
なめこ、ぶな、ちゃんこ、さくら
とも仲良しなんだ♥



カンガルーのかんじ監司

1 監査委員制度と委員の役割

地方公共団体における監査は、それぞれの地方公共団体に置かれる執行機関のひとつである監査委員が行っています。

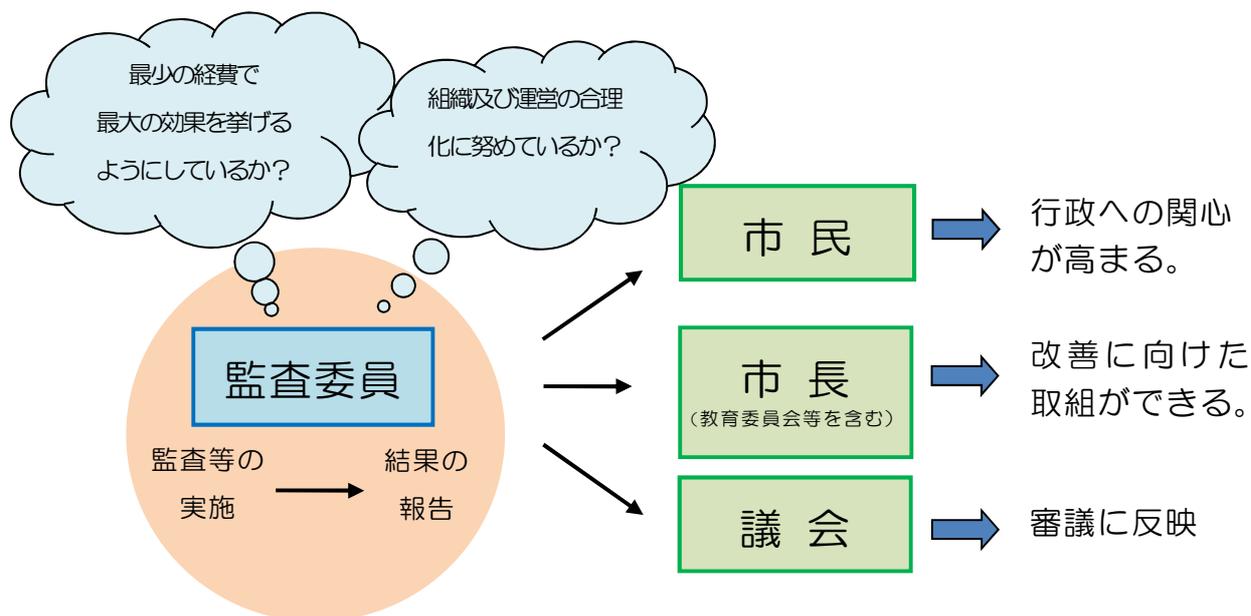
監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。監査委員の定数は地方公共団体により異なりますが、政令市である静岡市では4人（識見を有する識見委員2人と議員から選任される議選委員2人）となっており、それぞれ個別の権限（独任制）で監査を行っています。監査委員“会”ではなく、監査委員というのは独任制が採られているからです。

監査委員は、市の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理について、法令や条例に違反していないか、また、経済性、効率性、有効性はどうかといった観点により監査等を実施し、これにより、市行政の適法性や妥当性を高めることを目的としています。

監査等の結果は、市長や議会、教育委員会などの関係のある委員会や団体に対して報告するとともに、市民の皆さんには、市報に登載するほか、静岡市のホームページで広くお伝えしています。

市報は、各区役所の市政情報コーナーや図書館等のほか市のホームページで閲覧できます。

静岡市のホームページ<監査> https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000334.html



2 監査委員、監査委員事務局

● 令和元年度の監査委員

区 分	氏 名 (就任期間)	備 考	
識見委員 代表監査委員	村 松 眞 (H26.9.14~)	元市職員 (総務局長)	常 勤
識見委員 (代表監査委員職務代理者)	白 鳥 三和子 (H31.4.24~)	公認会計士	非常勤
議選委員	丹 沢 卓 久 (H31.4.25~R2.5.19)	市議会議員	非常勤
議選委員	池 邨 善 満 (H31.4.25~R2.5.19)	市議会議員	非常勤



定期監査本監査

● 監査委員協議会の実施状況

各協議会の会議録は、静岡市のホームページから御覧いただけます。

定例協議会

回数 開催日	主な内容
第 1 回 R1.5.9	1 平成31年3月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第1号 平成30年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査実施計画の策定について 協第2号 平成30年度井川財産区会計及び両河内財産区会計歳入歳出決算審査実施計画の策定について 協第3号 平成30年度決算に基づく財政健全化審査実施計画の策定について 協第4号 平成30年度決算に基づく公営企業（法非適用）経営健全化審査実施計画の策定について
第 2 回 R1.5.31	1 平成31年4月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第5号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について 協第6号 指摘事項に対する措置状況（定期監査、学校監査及び指定管理者監査）の公表について
第 3 回 R1.6.28	1 令和元年5月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第7号 令和元年度出資団体監査実施計画の策定について 協第8号 令和元年度財政援助団体監査実施計画の策定について 協第9号 令和元年度指定管理者監査実施計画の策定について 協第10号 令和元年度学校監査実施計画の策定について
第 4 回 R1.7.31	1 令和元年6月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第11号 令和元年度工事監査実施計画の策定について
第 5 回 R1.9.2	1 令和元年7月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第16号 平成30年度井川財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第17号 平成30年度両河内財産区会計歳入歳出決算審査意見書について 協第18号 包括外部監査人の監査の事務補助者に関する協議について
第 6 回 R1.10.3	1 令和元年8月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第19号 令和元年度定期監査実施計画の策定について 協第20号 令和元年度定期監査（財産区）実施計画の策定について 協第21号 令和元年度行政監査（テーマ監査）実施計画の策定について

回数 開催日	主な内容
第 7 回 R1.10.31	1 令和元年9月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第22号 指摘事項に対する措置状況（定期監査）の公表について
第 8 回 R1.11.28	1 令和元年10月分例月現金出納検査 2 協議会議事 なし
第 9 回 R 2 . 1 . 7	1 令和元年11月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第23号 令和元年度学校監査結果報告書・指導事項について 協第24号 令和元年度財政援助団体等監査結果報告書・指導事項について 協第25号 令和2年度包括外部監査契約に伴う意見聴取について
第 10 回 R 2 . 1 . 3 1	1 令和元年12月分例月現金出納検査 2 協議会議事 なし
第 11 回 R 2 . 2 . 2 8	1 令和2年1月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第26号 令和元年度工事監査結果報告書・指導事項について 協第27号 指摘事項に対する措置状況（包括外部監査）の公表について
第 12 回 R 2 . 3 . 3 0	1 令和2年2月分例月現金出納検査 2 協議会議事 協第29号 令和元年度定期監査結果報告書・指導事項について 協第30号 令和元年度財産区（井川・両河内）定期監査結果報告書について 協第31号 令和元年度行政監査（テーマ監査）結果報告書について 協第32号 令和元年度包括外部監査結果の意見の有無について 協第33号 静岡市監査基準の策定について 協第34号 静岡市監査等実施方針等の策定について 協第35号 令和2年度静岡市年間監査計画の策定について 協第36号 令和元年度公営企業会計決算審査実施計画の策定について 協第37号 令和元年度決算に基づく公営企業（法適用）経営健全化審査実施計画の策定について

臨時協議会

回数 開催日	主な内容
第 1 回 R1.8.19	協議会議事 協第12号 平成30年度公営企業会計決算審査意見書について 協第13号 平成30年度各種会計歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について 協第14号 平成30年度決算に基づく財政健全化審査意見書について 協第15号 平成30年度決算に基づく公営企業経営健全化審査意見書について
第 2 回 R2.3.17	協議会議事 協第28号 令和元年度包括外部監査結果の公表について

● 監査等に要する経費（令和元年度決算額）

報酬	5,839千円
給料・手当等	96,755千円
旅費	912千円
交際費	0千円
需用費	867千円
役務費	0千円
委託料	297千円
使用料及び賃借料	212千円
備品購入費	126千円
負担金、補助及び交付金	527千円
合計	105,535千円

※報酬、給料・手当等については、監査委員4人（常勤1人、非常勤3人）及び事務局職員13人分の金額

● 監査委員事務局（平成31年4月1日現在）

事務局長 — 事務局次長一次長補佐
（監査第1係長兼務）

監査第1係（5人）

行政監査（テーマ監査）、学校監査、
 住民監査請求監査、庶務事務等

監査第2係（3人）

各種会計決算審査、財政援助団体等
 監査、工事監査等

監査第3係（3人）

定期監査、公営企業会計決算審査、
 財政健全化法に関する審査等

静岡市監査委員事務局
 でございます！



3 監査等の種類

※ 法 地方自治法
地公企法 地方公営企業法
財政健全化法 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

1 定期監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市における事務及び事業の執行全般を対象に、事務や事業が法令に適合し、正確におこなわれているかという観点のもとより、経済性、効率性、有効性の観点にも留意して毎会計年度1回実施するものです。静岡市では、すべての所属（課等）の中から抽出により実施しています。

2 学校監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

学校における財務等に関する事務のうち、学校長の権限に係る事務を監査するため、市立小・中学校の中から抽出により監査委員や監査委員事務局職員が出向いて実施しています。

3 工事監査【法第199条第1項、第2項及び第4項】

市が発注する工事に係る設計、施工等について年1回監査を実施しています。工事監査は、専門的な知識を必要とするため、書類や現場での技術調査を外部に委託し、その結果を基に監査を実施しています。

4 行政監査（テーマ監査）【法第199条第2項】

市の権限に属する事務が、効率的かつ効果的に行われているかなど、経済性、効率性、有効性の観点に重点を置き、テーマを決めて監査します。

5 財政援助団体等監査【法第199条第7項】

（1）財政援助団体監査

市から補助金等の財政援助を受けている団体の中から抽出し、当該財政的援助に係る事務が適法、適正かつ効率的に執行されているかについて監査を実施しています。

（2）出資団体監査

市の出資割合が25%以上などの条件を満たしている12団体の中から抽出し、事業は出資の目的に沿って執行されているか、経営成績、財政状態は良好であるかなどに主眼を置いて監査を実施しています。

（3）指定管理者監査

市が法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から抽出し、出納その他の事務の執行が適正に処理されているかについて監査を実施しています。

6 その他の監査

次に掲げる監査については、その必要性、請求又は要求があった場合などに実施するものです。

- (1) 随時監査
- (2) 住民の直接請求に基づく監査
- (3) 議会の請求に基づく監査
- (4) 市長の要求に基づく監査
- (5) 公金の収納又は支払事務に関する監査
- (6) 職員の賠償責任に関する監査

7 決算審査【法第233条第2項、法第241条第5項、地公企法第30条第2項】

市長等から審査に付される各種会計（一般会計、特別会計）及び基金運用状況、企業会計、財産区会計について、主に計数を確認し、予算執行が適正に行われているかについて審査し、市長等に対して意見書を提出します。

8 財政健全化法に関する審査【財政健全化法第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審査に付された健全化判断比率及び各企業会計の資金不足比率について、算定された比率が適正であるかどうかについて審査を実施しています。

9 例月現金出納検査【法第235条の2第1項】

市の現金の出納は、監査委員が毎月検査することが法で定められています。静岡市では、各種会計（一般会計、特別会計、財産区会計）及び企業会計を対象に実施しています。

10 住民監査請求監査【法第242条第1項】

市長、委員会等の執行機関や職員による違法又は不当な公金の支出、財産の管理などの財務会計上の行為が認められるときに、市民が監査委員に対して監査を求め必要な措置を講ずることを請求する制度です。法的要件を備えているものとして受理した場合は、60日（外部監査による場合は90日）以内に監査結果を請求人に通知し、公表します。

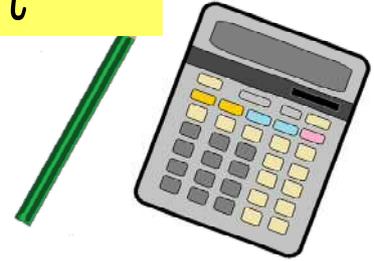
11 外部監査【法第252条の27】

監査委員監査とは別の監査制度として、市が公認会計士、弁護士など専門的知識を有する外部の者に監査を委託するものです。

外部監査には、包括外部監査と個別外部監査の2種類があります。

4 年間計画、監査等の流れ

静岡市年間監査計画に基づき、令和元年度に実施した監査等のスケジュールは次のとおりです。各監査等の実施状況及び結果についての概要は13頁～29頁を御覧ください。

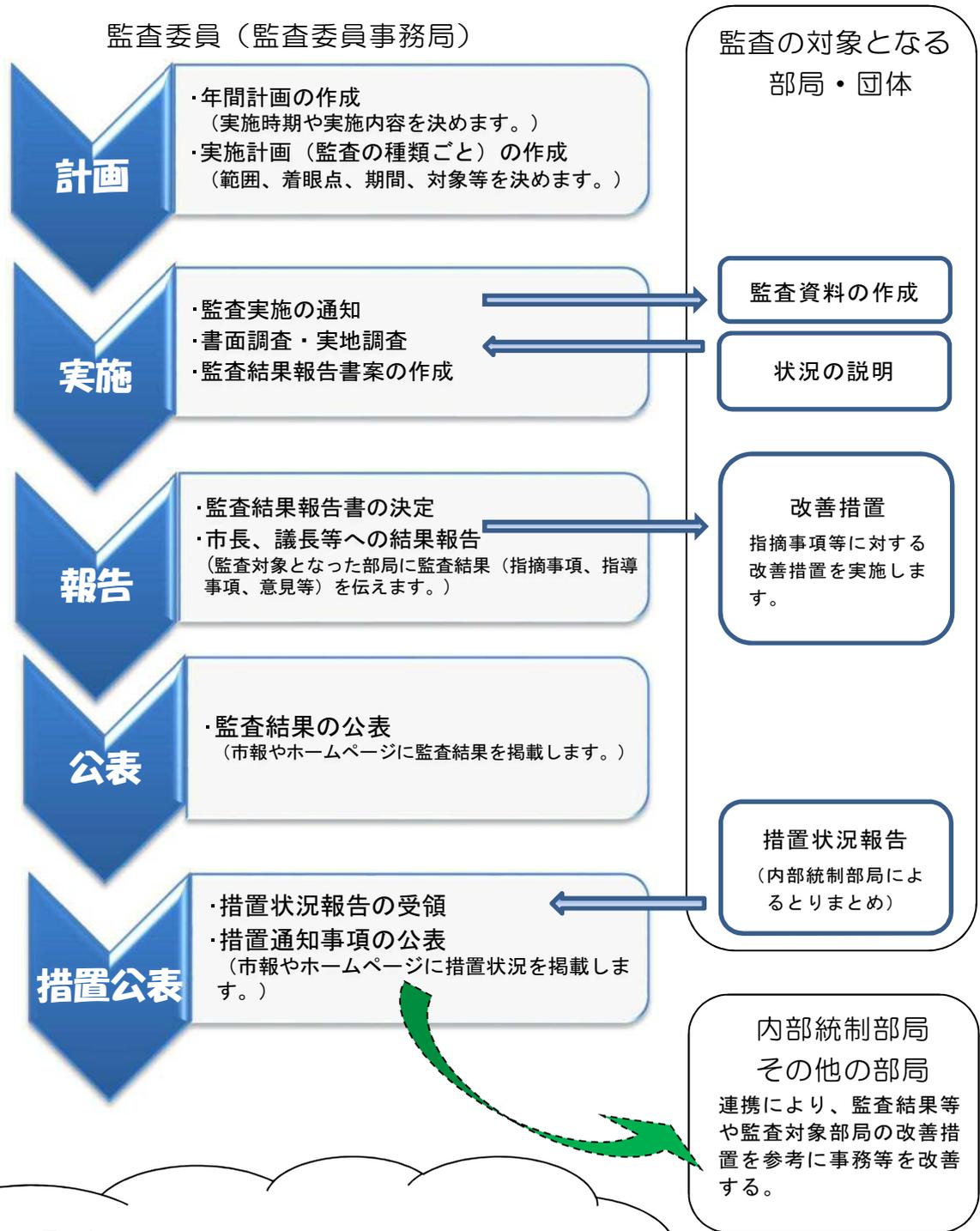


	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
定期 監査								→				
学校 監査						→						
工事 監査						→						
行政監査 (テーマ監査)							→					
財政援助 団体監査					→							
出資団体 監査					→							
指定管理 者監査					→							
決算 審査		→										
健全化 審査			→									
例月現金 出納検査	→											
住民監査 請求監査					随 時							

【外部監査】

包括外部 監査	→											
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

一般的な監査の流れは次のとおりです。



指摘事項とは…法令、条例、規則等に違反している事項又は経済性、効率性、有効性の観点から改善を要する事項（地方自治法の規定に基づき監査結果で報告し、公表します。）

指導事項とは…指摘事項以外で、軽微な誤りと認められる事項



5 監査等の実施方針

令和元年度は以下の方針に従って監査を実施しました。

監査委員は、静岡市監査基準（平成29年静岡市監査委員告示第1号（以下「基準」という。））に従い、違法又は不正の指摘に留まらず、指導的観点に立って監査等を実施することにより、市の行政の適法性、効率性、経済性及び有効性の確保に資するとともに、市から独立した執行機関として、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、もって市民の福祉の増進と市政への信頼確保に努めることを旨として、基準第12条第1項の規定に基づき次のとおり実施方針を定める。

1 内部統制機関との連携強化と監査結果フォローアップの充実

監査結果が事務事業の改善に資することとなるよう、指摘事項に対する措置状況の取りまとめや監査結果及び事後検証結果の各部局への水平展開を行う市の内部統制機関との連携強化を図るとともに、内部統制の整備・運用状況を注視しつつ監査を実施する。

また、内部統制機関と連携しつつ過年度の指摘事項に基づく措置状況についてさらに検証を行い、改善が認められない場合には再度の指摘を行うことにより、監査の牽制機能を発揮する。

2 積極的な情報収集と効率的・効果的な監査等の手法の研究

監査等の実施に当たっては、地方自治法改正等に係る国の動向、他都市の状況等について積極的に情報収集を行うとともに、限られた監査資源の中で効率的・効果的な監査等を実現させるためのリスクアプローチ手法についても本市の実情に合った手法となるよう不断の研究・見直しを行うことにより直面する課題に対し時機を失することのないよう適切に対応する。

3 市民へのわかりやすい監査情報の発信

決算審査意見書や監査結果報告書等の各種監査情報は、平易な表現を用いるなど、できるだけ市民に親しみやすく、分かりやすい内容で作成する。

特に、平成23年度から発行している市民向けの「監査のあらまし」は、図表を積極的に用いて、更なる内容の充実を図るとともに、この監査情報を適時ホームページに公開していく。

4 監査等の品質管理

監査等が基準に準拠して適切に実施されるため、基準第10条第1項に基づいて別途品質管理方針を定め、これに従った監査等を実施することにより、本市の監査等の実効性及び信頼性を確保する。



6 監査等の実施状況及び結果の概要

定期監査

監査対象 61所属及び2財産区

監査期間 令和元年11月8日～令和2年3月30日

定期監査では、市の事務事業の執行について、正確性、合規性の観点に加え、事務事業が無駄なく行われているかについて、3E（経済性、効率性、有効性）の観点から、関係書類の調査、現地調査、関係職員からの説明聴取の方法により監査を実施しました。また、監査結果のフォローアップ（過年度の定期監査における指摘事項の措置状況の確認）や内部統制を担う所管を対象とした監査を実施し、内部統制が有効に機能しているか検証を行いました。その結果、25件の指摘と43件の指導を行いました。主な指摘事項の内容は、下記のとおりです（詳細な指摘、措置の内容については、静岡市のホームページを御覧ください。）。

★主な指摘事項

- ・ 郵券購入における支出事務の不備について【地域包括ケア推進本部、保険年金管理課、福祉債権収納対策課、こころの健康センター】・・・合規性の観点

郵券の購入事務において、日付を空欄とした請求書などを受領し、事務上の都合がよい日付を職員が記入した上で会計処理をしているものがあり、事実上、法令で定める支払期限を経過した日に支払が行われていました。

- ・ 共益費の算定誤りについて【水道総務課】・・・正確性の観点

水道部及び下水道部の経営拠点である上下水道局庁舎は、テナント部分に他の事業者が入居しており、庁舎の維持管理に関する共益費については、庁舎の所有者である水道部がその全額を一旦支払った後、下水道部及びテナント部分入居者に負担すべき金額をそれぞれ請求していましたが、その際に以下の3件の算定誤りがありました。

- 1) 按分の根拠となる面積割合を、正しくは41.0857%であるところを40.8700%としているものがありました。
- 2) 按分の根拠となる入居者全体の人数を、正しくは561人であるところを608人としているものがありました。
- 3) 按分の根拠となる入居者の対象人数を、正しくは251人であるところを561人としているものがありました。

共益費の算定誤りについては、平成28年度の定期監査においても指摘しており、再発防止策が報告されていたにもかかわらず、再び発生していました。

●主な意見

- ・生活保護費に係る返還金等の債権管理について【駿河福祉事務所生活支援課】
各区の生活支援課における生活保護費に係る返還金等の未収金は、債務者の多くが生活困窮者であり徴収が困難である事情はあるものの、様々な取組を実施しても収入未済額が増加しているため、債権管理を別の部署に行わせるなど、収入未済額の削減に向けた体制づくりを検討することを求めました。
- ・生活支援体制整備事業及び在宅医療・介護連携推進事業について【地域包括ケア推進本部】
地域包括ケアシステムの構築に向けた取組は、全体的には計画的に実施されていますが、地域住民の中から「支え合い」の担い手を作ってゆくなど、2025年に向けた着実な展開に期待することを伝えました。

《監査結果フォローアップ報告》

過去の定期監査で指摘した17件の業務については、全件について改善を図ったとの報告を受けていましたが、改善状況を確認した結果、そのうちの2件については改善されていなかったため、改めて指摘しました。

- ・歳入調定伺いの起票漏れについて【観光・国際交流課】

許可期間が複数年にわたる行政財産の目的外使用に係る使用料については5月31日までに納付しなければならないこととされていますが、11月に実施した監査の時点まで、歳入調定の事務手続が行われていませんでした。

- ・共益費の算定誤りについて【水道総務課】

前ページの指摘事項の内容を御確認ください。



現地調査（沼上資源循環センター）

《内部統制に関する監査》

内部統制に関しては、これまでの定期監査でも意見を付してきたところですが、令和2年4月から内部統制の法制化を控えていたことから、今回の監査を最終の内部統制に関する監査と位置付けて実施しました。監査の結果、指摘事項はありませんでしたが、以下の意見を付しました。

【意見1：所管課における内部統制意識の定着・深化について】

各所管課では、事務の誤り等の不備事例に真摯に向き合い、業務手順やマニュアルの見直し、研修の実施などに取り組んでおり、内部統制に関する意識が定着・深化しつつあることが確認できました。

【意見2：内部統制の取組や意識に不足が見られた事例について】

意見1でも述べたとおり内部統制についての職員の意識は向上しているものの、事務の誤りは依然として多く見られているため、各業務にどのようなリスクがあるか想定し、実務のトップである局次長を中心として、改めて内部統制意識の向上を図ってゆく必要があることを伝えました。

【意見3：全庁共通事務を担う部署の内部統制について】

今回の監査においては、内部統制を全庁的に推進してゆく部署についての監査を実施した結果、所管業務ごとに必要な規則やマニュアルを作成し、定期的な研修を実施していることは確認できましたが、モニタリングを行う場合の手順や自己評価のやり方などについての準備が整っている状況ではなかったため、内部統制体制の構築に努めることを求めました。

【意見4：リーガルマインドの発揮と予防法務の推進について】

本市の内部統制は、早くから政策法務の理念のひとつである「予防法務」を取り入れてきましたが、予防法務は、政策法務的視点（リーガルマインド）から、所管業務に潜む法的リスクをあらかじめ認識してその発現を予防するという内部統制機能のひとつでもあるため、これを定着させる必要があることを伝えました。

《提言》

監査の結果に添えて提出する意見として、次のように提言を述べました。

【テーマ：将来を見据えた施策展開】

施策を形成するためには、現場の声を積み重ねてゆくことと、俯瞰した視点により事業計画を策定してゆくことという、二つの面から検討することが重要ですが、今回の監査では中長期的な視点をもって取り組む姿勢に事例ごとの濃淡があることが把握されたため、今一度基本に立ち返り将来を見据えた施策が展開されることを期待するものです。

学 校 監 査

監査対象 葵区（一部を除く。）の小中学校（小学校28校、中学校14校）

監査期間 令和元年9月13日～令和2年1月7日

学校監査では、市立小学校及び市立中学校における学校長の権限に係る事務の執行及び学校施設の管理状況等について、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴き取り、現地調査を行いました。

監査の結果、3件の指摘と10件の指導を行いました。

★指摘事項【城北小学校、梅ヶ島小学校、梅ヶ島中学校】

薬品類の管理状況

理科薬品に係る適正な管理体制について、教育委員会の通知では、薬品取扱責任者や薬品保管庫鍵管理責任者、毒物・劇物保管庫の鍵の管理方法などを明文化した『理科薬品管理体制』と題する書面を作成し、使用者全員に周知することとされていますが、記載の3校では、当該書面が作成されておらず、使用者全員に周知されておりませんでした。



理科薬品の管理状況確認（城北小学校）

☆措置状況【学校教育課】

ア 教育委員会が指摘のあった学校を訪問し、『理科薬品管理体制』の文書が作成され、薬品管理簿に綴られていることを確認しました。また、管理体制等について、職員会議等において使用者全員に周知されていることを教頭からの聞き取りにより確認しました。

イ 『理科薬品管理体制』の作成と周知の徹底を図るため、全小中学校に『静岡市理科薬品管理・点検表』及び『理科薬品管理体制』の文書を教育委員会に提出させ、全校において適正な管理体制が取られていること及び周知徹底を図ったことを確認しました。

ウ 令和2年4月16日に全小中学校あてに理科薬品の点検及び適正な管理体制に関する通知を行い、令和2年度の管理体制の整備及び使用者への周知について徹底を図るとともに、教育委員会による全校対象の訪問指導において、理科薬品の管理状況について現地確認を行う予定です。

工事監査

監査対象 土木工事 1工事、建築工事 1工事、設備工事 3工事

監査期間 令和元年9月19日～令和2年2月28日

工事監査は、委託契約に基づき外部機関から派遣された4人の技術士により、施工中の建設工事を対象に、その計画、設計、積算、施工等が適正かつ効率的に行われているか、また、関係法令等に則り行われているか等について関係書類を調査すると共に、施工現場の調査も行いました。

なお、監査対象とした工事は次のとおりです。

【土木工事】

- 1 平成30年度 清県道債第2号 (主) 清水富士宮線(大久保山)道路築造工事

【建築工事】

- 1 平成30年度 市工第5号 呉服町通線(紺屋町地区)地下道出入口上屋改修工事

【設備工事】

- 1 平成30年度 水道施整改第17号 清水谷津浄水場 電気設備更新工事
- 2 平成30年度 水道施整改第18号 清水谷津浄水場 非常用自家発電設備更新工事
- 3 平成30年度 水道施整改第19号 清水谷津浄水場 中央、遠方監視制御設備改良工事

監査の結果、1件の指導を行いました。
指摘事項はありませんでした。



(主) 清水富士宮線(大久保山)道路築造工事

呉服町通線(紺屋町地区)地下道出入口上屋改修工事

行政監査（テーマ監査）

テーマ 市立認定こども園における保護者からの徴収金の管理体制について

監査対象 子ども未来局こども園課、こども園20園

監査期間 令和元年11月8日～令和2年3月30日

テーマを「市立認定こども園における保護者からの徴収金の管理体制」に設定し、関係書類の調査、職員からの説明聴取等を行いました。

その結果、2件の指摘を行いました。



★指摘事項

・公費と徴収金の区分について

徴収金について、こども園課は「準公金」と同等の取扱いが適当であると考えている一方、各こども園においては市の定める「準公金取扱基準」の各種様式を使用しておらず、日々取り扱う現金の出納整理すら行っていないところもありました。

また、新年度用品代金について、あるこども園では公費で購入している物品が他の園では徴収金で賄われているなど、経費負担の考え方に一貫性がない例もありました。

これらの原因は、市として徴収金の概念自体が未整理であり、こども園課が各こども園に統一的な見解を示さないまま現場任せの運用を行っていたことにあるため、早急にこども園に係る公費と徴収金の区分の在り方そのものを整理し、徴収金に係るリスク管理を組織的に行うべきです。

・保護者会・PTAとこども園の関係について

こども園に保護者会とPTAが混在している状態は、保護者の立場から見れば理解しがたいものがあり、保育教諭にとっても、配属されたこども園によって、突然費用負担（PTA会費）を求められたり、PTAの事務負担が増えたりすることから、職員間の公平性が担保されていません。

また、保護者会費であれ、PTA会費であれ、そもそも条例に基づく実費徴収としての徴収金として妥当なものなのか、市立小・中学校と同様に私費とすべきものなのかが不明確なままの状態となっています。

各こども園の保護者会とPTAの現状を十分に把握し、こども園とこれらの会との関係を整理して、当該会費の位置付けを明確にすべきです。

財政援助団体監査

監査対象 ①静岡市認定農業者協会補助金 【静岡市認定農業者協会】

②静岡市学校保健会運営事業等補助金 【静岡市学校保健会】

監査期間 令和元年8月16日～令和2年1月7日

財政援助団体監査は、2つの補助金を抽出し、その交付団体と所管部局を対象に、補助金が交付目的に従って適正に執行されているか、財政援助に係る出納その他の事務が適正に行われているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取の方法により実施しました。

監査の結果、下記のとおり意見を付しました。

監査の結果、指摘・指導事項はありませんでした。



●意見

- ・静岡市認定農業者協会補助金の今後の在り方について

【静岡市認定農業者協会】

静岡市認定農業者協会の現状について監査をしたところ、認定農業者の加入率が20.4%と低く、会費未納者が加入者の35.5%と、加入者の協会への参画意識が希薄であることが窺えました。

今後の協会の効率的な事業実施や組織運営に対し、本件補助金が有効なものとなるよう所管課が指導力を発揮することが望まれます。

- ・静岡市学校保健会の組織運営上の問題点について

【静岡市学校保健会】

静岡市学校保健会の現状について監査をしたところ、保健会の事務局を、補助金を交付している児童生徒支援課の職員が担当していることや、構成員でない児童・生徒からも受益者負担として、会費を徴収していることが判明しました。

市と財政援助団体の有り様が曖昧なまま放置され、会費徴収の根拠も薄弱なものと評価されますが、類似する団体が全国的に存在し、それなりに沿革的な理由に基づいて運営されてきたものと推測されるため、直ちに是正・改善を行うことは困難であると思われます。このため、今回の監査を契機に保健会の抱える問題点を整理し、本件補助金の必要性や保健会の今後の在り方の十分な検討を望みます。

出資団体監査

監査対象 ①公益財団法人静岡産業振興協会

②一般財団法人静岡市動物園協会

監査期間 令和元年8月16日～令和2年1月7日

出資団体監査は、出資団体とその所管部局を対象に、設立目的（出資目的）に沿った事業運営が行われているか、経営成績及び財政状態は良好か、会計経理及び財産管理は適切かなどについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取を行いました。

監査の結果、下記のとおり意見を付しました。

監査の結果、指摘・指導事項はありませんでした。



●意見

【公益財団法人静岡産業振興協会】

公益目的事業として実施している「産業フェアしずおか」開催事業は、協会が市の補助金交付要綱に基づいて補助金の交付を受けて単独で実施しているはずのものが、実際は「産業フェアしずおか実行委員会」と称する組織と共同で主催者となり当該事業を実施していたことが判明しました。協会だけでなく多岐にわたる団体の集合体である実行委員会によって担われている実態と補助金交付要綱の内容とはかなりのかい離があることにより、協会から市に提出されている実績報告書及び収支決算書の内容では、「産業フェアしずおか」開催事業の開催実態や市の補助金の使途の検証が困難となるなど、不透明・不明確な事業運営となっていました。協会が実施主体として市民に説明責任を果たすことができるよう、運営の仕組みを始めとする事業内容を改善することが求められます。

【一般財団法人静岡市動物園協会】

協会は、公益法人制度改革に当たって一般財団法人に移行する選択を行ったことに伴い、平成24年2月に公益目的支出計画を策定して以降年間2,000万円規模の公益目的事業を実施してきましたが、平成30年度をもって当該計画が終了しました。協会は、計画終了後も一般財団法人のまま従前の規模の公益目的事業を継続する意向ですが、「食堂の老朽化」や「人材確保と人材育成」といった協会の将来の在り方についての課題に対して、市と協会は、より長期的な視野に立ったあるべき協会の将来像について十分な連携体制のもとに真剣な検討を計画的に行っていくことが求められます。

指定管理者監査

監査対象 西ヶ谷総合運動場及び清水総合運動場

【公益財団法人静岡市体育協会】

監査期間 令和元年8月16日～令和2年1月7日

指定管理者監査は、指定管理者及び所管部局を対象に、指定管理者の指定は適正・公正に行われているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているかについて、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取、現地調査を行いました。

監査の結果、9件の指摘を行いました。



★主な指摘事項

所管課は、指定管理者の事業実績を評価する際に、所定のチェックリストを活用した十分な内容確認をしておらず、検査結果報告書の作成もしていませんでした。また、事業評価において、収支状況報告書及び財務諸表の提出を受けていなかったにもかかわらず、指定管理者の経理状況を適正と評価していました。

☆措置状況【スポーツ振興課】

指定管理者制度の手引を再確認し、チェックリストを用いた事業実績の評価、検査結果報告書の作成及び収支状況報告書等定められた資料に基づく経理状況の評価を実施することとしました。また、再発防止策として、手引に定められた手順や内容について、所管課の担当係内で研修を行うこととしました。



現地調査（西ヶ谷総合運動場）



現地調査（清水総合運動場）

決算審査

各種会計決算	審査期間	令和元年6月14日～令和元年8月19日
基金運用状況	審査期間	令和元年6月14日～令和元年8月19日
公営企業会計決算（病院事業、水道事業、下水道事業）		
	審査期間	令和元年5月31日～令和元年8月19日
財産区会計決算	審査期間	令和元年6月14日～令和元年9月2日

決算審査では、各種会計決算（一般会計・特別会計）、基金運用状況（土地開発基金ほか1基金）、公営企業会計決算（病院事業・水道事業・下水道事業）、財産区会計決算（井川財産区・両河内財産区）を審査しました。

決算書類等の計数は、各種会計決算、公営企業会計決算及び財産区会計決算においていずれも正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認めました。また、基金運用状況についても設置目的に沿って、おおむね適正に運用しているものと認めました。

●主な意見（各種会計決算）

平成30年度の決算は、扶助費などの経常的支出が逡増するなどの懸念される状況は継続しているものの、本市の財政状況全般については、税収の増加や市税収納率の向上などの要因や堅実な財政運営によって実質収支の黒字は継続し、各種の財政指標は改善状況を示していることから、引き続き安定しているものと評価されます。

令和元年度以降においても、3次総後期実施計画や総合戦略の着実な推進により、地域経済の活性化や移住・定住・交流人口の増加に向けた各種の施策が展開され、同時に行財政改革や職員適正配置計画の諸課題が克服されることによって、「世界に輝く静岡」の実現に向けた財政基盤が維持・強化されてゆくことを望みます。

「公共空間の活用によるにぎわいづくり」の分野においては、都市局が長年にわたって地道に取り組んできたエリアマネジメント支援の施策が、JR草薙駅周辺や追手町音羽町線の堀端界わいで結実しつつあり、観光交流文化局の手掛けるまちは劇場推進事業とのマッチングも視野に入れた事業など市民や団体を巻き込んだ将来に向けた公共空間の活用施策に期待がもてるものとなっていることが確認できました。

生涯活躍のまち静岡（CCRC）推進事業と仮称三保松原ビジターセンター建設事業については、開始後間もないこともあって施策展開に当たっての全体像が明確でない点があり、検討課題をひとつずつ克服しながら、それぞれの本来の目的達成に向けて努力することを望みます。

地域連携DMO推進事業とアンテナショップ開設事業については、いずれも中部連携中枢都市圏の事業として実施されているためその意思形成には困難を伴うことは予想されますが、あらかじめ法的根拠を確定しておくべきことと、将来像や全体像を見通した上で確実かつ地道に施策を進めてゆくべきことは言を俟たないことから、これらの点を再確認して、より良い施策が展開されるよう期待します。

●主な意見（公営企業会計決算）

【病院事業会計】

清水病院の財政状態は、13 億円余が累積欠損金として存在するなど決して健全であるとはいえ、一般会計から多額の公金を投入して病院経営を維持している状況ですが、その所以は、清水病院の果たす「公」の役割の維持・推進に帰結するものであることから、今後の病院経営に当たっては、この点を強く意識した上で、これまで以上に市立病院としての役割やこれを踏まえた理念に基づいて市民への説明責任を果たしつつ、市民に寄り添った病院であり続けることを望みます。

また、退職給付引当金の経理方法について、会計方針を変更して事務職員分の退職手当を一般会計が負担することになりましたが、その間の経緯や法的根拠について中期経営計画に明記するなど、市民にわかりやすく情報提供することが求められます。

【水道事業会計】

水道事業の経営状況については、全体としては健全性は保たれているものの、給水損益及び有収水量 1 m³当たりの給水損益が前年度に比べて低下する状況となっており、水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増していることは明らかであることから、今後予定されている管や施設の耐震化・老朽化対策等を確実に進め、本市の上水道を安心して持続可能なサービスツールとして継続させてゆくために、より一層の経営努力が望まれます。

また、しずおか水ビジョンの政策の柱のひとつである「お客様サービスの向上」では、委託検針員等における高齢者等の見守り支援や不審者情報の報告等地域パトロール支援を、市関係部署と連携し実施することとしていますが、主体的に取り組むべき具体的な内容が伴わない状態が続いていることは、大きな課題であると認識する必要があります。

【下水道事業会計】

下水道事業の経営については、前年度に比べ減収・減益となっている上、人口減少や市民の節水意識の普及による水需要の漸減傾向と、水洗化率の向上も十分とはいえない実情の中で、今後の大幅な営業収益の増収は見込めない状況です。また、処理損益（有収処理水量 1 m³当たり）は、前年度に比べてやや改善されたとはいえ、赤字であり、将来の経営見通しについては、依然として予断を許さない状況です。

また、平成30年度末に向こう12年間の経営戦略（下水道編）を策定しましたが、その中の経営指標分析では、汚水処理原価について「類似団体平均値と比べ高くなっており、平成27年度には大きく上昇している」とし、その原因を一般会計からの繰入金が減額されたことによるものと説明しています。この点については、繰入金に着目するだけでなく、下水道事業としての企業努力により、可能な限り汚水処理原価に占める維持費や資本費を削減してゆくことが必要です。

財政健全化法に関する審査

健全化判断比率の審査

審査期間 令和元年7月16日～令和元年8月19日

資金不足比率の審査

審査期間 令和元年7月5日～令和元年8月19日

平成30年度決算に基づく静岡市健全化判断比率

健全化判断比率	30年度静岡市	早期健全化団体	財政再建団体
実質赤字比率	—	11.25%～	20%～
連結実質赤字比率	—	16.25%～	35%～
実質公債費比率	6.7%	25%～	35%～
将来負担比率	48.8%	400%～	

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められました。

平成30年度決算に基づく静岡市公営企業経営健全化審査

公営企業	30年度静岡市	経営健全化団体
病院事業会計	—（赤字や資金不足はありません）	20%～
水道事業会計	—（赤字や資金不足はありません）	
下水道事業会計	—（赤字や資金不足はありません）	
簡易水道事業会計	—（赤字や資金不足はありません）	
農業集落排水事業会計	—（赤字や資金不足はありません）	
中央卸売市場事業会計	—（赤字や資金不足はありません）	

審査に付された各事業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも法令等に準拠して作成されており、その算定は適正であるものと認められました。



例月現金出納検査

各種会計、病院事業会計、水道事業会計、下水道事業会計について、現金出納機関の毎月の事務処理が適法かつ正確に行われているか、各種検査資料により計数確認を行うとともに、現金、預金、一時借入金等の管理状況の適否を検査するほか、現金、預金残高を確認しました。

例月現金出納検査の対象	
各種会計	一般会計 特別会計 <ul style="list-style-type: none"> ・ 静岡市電気事業経営記念基金会計 ・ 静岡市土地区画整理清算基金会計 ・ 静岡市競輪事業会計 ・ 静岡市国民健康保険事業会計 ・ 静岡市公共用地取得事業会計 ・ 静岡市簡易水道事業会計 ・ 静岡市農業集落排水事業会計 ・ 静岡市母子・父子・寡婦福祉資金貸付基金会計 ・ 静岡市駐車場事業会計 ・ 静岡市介護保険事業会計 ・ 静岡市介護保険サービス会計 ・ 静岡市中央卸売市場事業会計 ・ 静岡市公債管理事業会計 ・ 静岡市後期高齢者医療事業会計 ・ 静岡市立静岡病院事業債管理事業会計 基金（財政調整基金など40基金） 歳入歳出外現金（保証金、国庫金、県歳入金、その他） つり銭 財産区会計（井川財産区会計、両河内財産区会計）
病院事業会計	
水道事業会計	
下水道事業会計	



7 住民監査請求監査

住民監査請求は、静岡市民（静岡市内に住所を有する方、市内に所在する法人）が、市長等の執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結など財務会計上の行為が違法又は不当であると認めるとき、このことを証明する書面を添えて、監査委員に監査を求め、必要な措置を講じるよう求める制度です（地方自治法第242条第1項）。

特に理由がある場合には、監査委員の監査に代えて、外部監査人（公認会計士、弁護士等）による監査を求めることもできます（地方自治法第252条の43第1項）。外部監査人による監査は、監査委員が必要と認めた場合、市長が外部監査人と個別外部監査契約を締結し、実施されることになります。

令和元年度の住民監査請求はありませんでした。



住民監査請求に関する詳細は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006270.html

よくある質問

Q1 どんなことでも住民監査請求できますか？

A1 住民監査請求ができるのは、市長や市職員等に、次のような財務会計上の行為又は怠る事実があり、市の財政に損害を与える場合です。

「財務会計上の行為又は怠る事実」とは、以下のような場合をいいます。

(1) 違法又は不当な

- | | |
|--------------|--------------|
| ①公金の支出 | (補助金の支出など) |
| ②財産の取得、管理、処分 | (土地、建物、物品など) |
| ③契約の締結、履行 | (工事請負、購入など) |
| ④債務その他の義務の負担 | (借り入れなど) |

(2) 違法又は不当に

- | | |
|---------------|-----------------|
| ①公金の賦課徴収を怠る事実 | (市税の徴収を怠る場合など) |
| ②財産の管理を怠る事実 | (損害賠償請求を怠る場合など) |

なお、上記(1)については、それぞれの行為が行われることが相当

の確実さで予測される場合も対象になります。これらの行為の日から 1 年以上経過している場合（（2）を除く）は、「正当な理由」がない限り請求することはできません。

Q2 行為の日から 1 年以上経過しているものについて住民監査請求をする場合の「正当な理由」とは、どのようなことですか？

A2 1 年以上経過した事案について請求する際には、請求書の中で「正当な理由」を説明していただく必要があります。「正当な理由」とは次のようなものです。

（1）当該行為が秘密裏になされたことにより、客観的に知ることが困難な状況にあった場合

（2）天災地変による交通機関の途絶など客観的、物理的に請求の提起が不可能であった場合

Q3 住民監査請求をするにはどうしたらよいですか？

A3 監査請求書を作成し、事実を証明する書面（公文書開示請求により開示を受けた文書や新聞記事の写しなど）を添付して提出してください。提出に当たっては、できる限り静岡市監査委員事務局（静岡市役所静岡庁舎新館 16 階）へ直接お持ちください。やむを得ない場合は、監査委員事務局に郵送してください。ファックスや電子メールでの受付はできません。

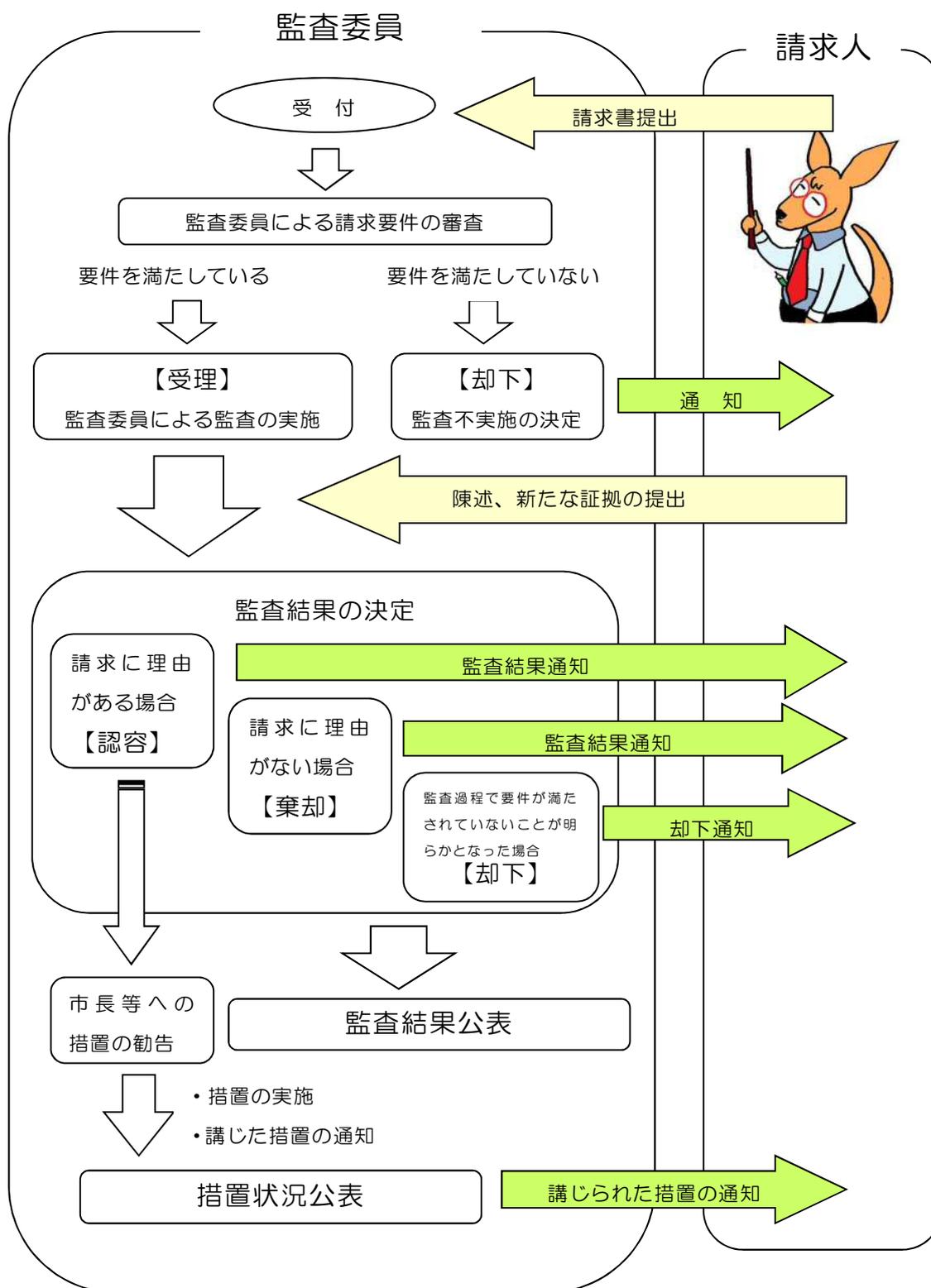
Q4 監査結果に不服がある場合はどうしたらいいのですか？

A4 請求人が監査結果などに不服がある場合は、住民訴訟を提起して、措置を講ずるよう請求する手段があります（地方自治法第242条の2）。

なお、住民訴訟の対象事項は、違法な行為又は怠る事実に限られています。また、住民訴訟の出訴期間には、次のような制限がありますので、ご注意ください。

1	監査結果や勧告の内容に不服のある場合（監査を実施せず却下されたことに不服のある場合も含む）	監査結果などの通知があった日から30日以内
2	監査委員の勧告を受けた、市長や職員等の措置に不服がある場合	措置に係る監査委員の通知があった日から30日以内
3	監査委員が、監査請求のあった日から60日（個別外部監査を実施した場合90日）以内に監査又は勧告を行わないとき	60日（90日）を経過したときから30日以内
4	監査委員の勧告を受けた市長や職員等が、必要な措置を講じない場合	勧告において示された期間を経過してから30日以内

住民監査請求 ～監査委員による監査の流れ～



8 外部監査

● 包括外部監査

包括外部監査制度は、監査委員による監査とは別の監査制度で、市の組織に属さない外部の専門的知識を有する者（公認会計士や弁護士などの外部監査人）が、市長との外部監査契約に基づいて監査を行う制度です（地方自治法第252条の27第2項）。

外部監査人がテーマを決めて監査を実施します。

令和元年度 テーマ	地方独立行政法人静岡市立静岡病院と静岡市立清水病院 の財務事務の執行について
監査の視点	①病院事業に関する財務事務の執行が、関連する法令及び 条例・規則等に準拠して適正に処理されているか ②病院事業に関する財務事務の執行が、いわゆる3E（経 済性・効率性・有効性）の観点から、適正に実施されてい るか
監査対象部局	保健福祉長寿局保健衛生医療部保健医療課 保健福祉長寿局清水病院事務局 地方独立行政法人静岡市立静岡病院
外部監査人	公認会計士 加山秀剛
実施期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

包括外部監査の結果は、静岡市のホームページを御覧ください。

https://www.city.shizuoka.lg.jp /000_001184.html



事務局職員：

みんなでそろってお行儀がよい*

監司くんも一緒にし_*)☆



写真提供：日本平動物園

令和元年度 監査のあらまし

令和2年8月発行

【発行】

静岡県監査委員事務局

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号

電話 054(221)1139

FAX 054(254)0035

